

香川県報



号外7

平成18年

3月28日(火曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

規則

●香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

(健康福祉総務課、長寿社会対策課、住宅課)

●老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(長寿社会対策課)

●母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(子育て支援課)

●食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

●香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

(にぎわい創出課)

規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第三十二号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県規則第一百七号)の一部を次のように改正する。
別表第一の五の項イからハまでを次のように改める。

イ 規則第八条第二項及び第三項の規定による営業行為等の許可

ロ 規則第九条第二項の規定による営業行為等の許可の取消し及び停止の命令
ハ 規則第十一条第四項の規定による承認
別表第一の五の項ニからトまでを削り、同項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------------------|--|
| 六 特例条例別表第一の三十一の項において「規則」という。) | 香川県営住宅条例施行規則(昭和三十九年香川県規則第三十号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの |
| イ 規則第十条の規定による許可 | |
| ロ 規則第十八条及び第二十条の規定による届出の受理 | |

別表第二の十七の項中「もの」の下に「(建築物(建築物の部分を含む。))及び公共交通機関の施設に係るものに限る。)」を加える。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二の十七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第三十三号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和四十年香川県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式7中「老人短期入所事業」の次に、「小規模多機能型居宅介護事業」を加え、「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、「施設」の次に、「カーブスの拠点」を「種類」の次に「小規模多機能型居宅介護事業」及び「を」、「入所者」の次に、「登録者」を加える。

第二十四号様式6中「便宜」を「介護等」に改め、同様式11中「入所定員」を「入居定員」に改め、同様式12中「入所者」を「入居者」に改め、同様式14中「入居一時金」を「老人福祉法第29条第5項に規定する前払金」に、「入所者」を「入居者」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一号様式7の改正規定(「

痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十四号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(平成二年香川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
第六号様式(裏) (注) 6中「~~当該関係の~~」を削る。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十五号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和三十二年香川県規則第四十号)の一部を次のように改正する。
第三条中「別表第一第七号」を「別表第一の第十一号イ」に改める。

別表第一の一ト中「別表第一第一号ロ、ハ及びト、第二号イからハまで、ホ、ヘ及びチ、第三号ホ及びヘ、第四号ロ及びハ、第五号イ、ロ、ニ及びホ並びに第八号から第十号まで」を「別表第一の第一の第一号ロ、ハ、ホ及びヘ、第二号イ及びハからトまで、第四号、第五号イ及びハ、第七号、第八号ロ、第九号、第十号並びに第十二号、同表の第二の第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同表の第三」に改める。

別表第二の一ニ中「別表第一第一号ロからニまで及びチ、第二号イからヘまで及びチ、第三号ホ及びヘ、第四号、第五号イ、ロ、ニ及びホ並びに第八号から第十号まで」を「別表第一の第一の第一号ロからニまで、第二号イからトまで、リ及びヌ、第四号、第五号、第七号、第八号イ及びロ、第九号、第十号並びに第十二号、同表の第二の第一号から第三

平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

号まで、第五号及び第六号並びに同表の第三」に改める。

別表第三の一ヌ中「別表第一第一号ロ及びニ、第二号イからヘまで及びチ、第三号ホ及びヘ、第四号、第五号イ、ロ、ニ及びホ並びに第八号から第十号まで」を「別表第一の第一の第一号ロ及びニ、第二号ハからトまで及びヌ、第四号、第五号イからニまで、第七号、第八号イ及びロ、第九号、第十号並びに第十二号、同表の第二の第一号、第二号及び第六号並びに同表の第三」に改める。

別表第四の一を次のように改める。

一 公衆衛生上講ずべき措置の基準

イ 施設及びその周辺は、清掃し、常に清潔に保つこと。

ロ 条例別表第一の第一の第一号ロからトまで、第二号イからヌまで、第三号イ、第四号から第七号まで、第八号イ及びロ並びに第九号から第十二号まで、同表の第二並びに同表の第三に掲げる基準に適合すること。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十六号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則(平成十五年香川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「の利用」の下に「の全部又は一部」を加える。

第九条中「財団法人サンポート財団」を「財団法人高松観光コンベンション・ビューロー」に改める。

第三号様式中「利用」を「利用の全部又は一部」に、「その他参考となる事項」を「一 禁止となる利用施設等の内容」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています